
壮瞥町
公共施設等総合管理計画



平成29年3月

目次	ページ
はじめに	
1. 背景と目的	1
2. 本計画の位置づけ	1
3. 計画期間	1
I 人口動向及び財政状況	
1. 人口動向	2
2. 財政状況	4
II 公共施設等の現状	
1. 公共施設等の状況	7
2. 公共施設等の更新等に係る中長期的な経費の見込み	19
III 公共施設等の計画的な管理に関する基本方針	
1. 公共施設等の課題	20
2. 公共施設マネジメントの基本的考え方	22
3. 公共施設等の総量に関する基本方針	26
4. 公共施設等の維持管理方針	29
5. フォローアップの実施方針	31
IV 施設分類ごとの基本方針	
1. 公共施設（建物）	32
2. インフラ系施設	34

● はじめに

1. 背景と目的

わが国では、高度経済成長期からバブル期にかけて、行政需要や住民ニーズの高まりにより、多くの公共施設を整備してきました。その結果、多くの公共施設を保有し、町民の利便性が向上した一方、公共施設を取り巻く環境の変化等への対応が求められています。

これらの施設の多くは建設から20～30年以上が経過し、経年劣化による老朽化を順次迎えることから、改修や改築費用が町財政にとって大きな負担になることが予測されます。

また、今後においても人口減少や少子高齢化の進行が予想され、扶助費などの社会保障費が増加する一方で、町税などの歳入の伸びが期待できないことから、限られた財源の下で公共施設をどのように運営・維持していくのか、その対策が大きな課題となっています。

こうした状況の中、各施設の維持管理や運営については、各所管課によって行われており、全庁的な公共施設の現状や運営状況などを横断的に分析、課題の整理等を行い、公共施設のマネジメントに取り組んでいく必要があります。

本計画は、町の保有する公共施設について、その配置や利用状況、老朽化の状態などの現状及び課題を整理し、適正な施設配置や長寿命化を含めた維持管理など、将来を見据えた公共施設の在り方について検討し、よりよいまちづくりを進めていくことを目的に策定いたしました。

2. 本計画の位置づけ

本計画は、本町の最上位計画である「第4次壮警町まちづくり総合計画」をはじめ、壮警町定住促進・公共施設有効活用計画や壮警町公営住宅等長寿命化計画などの関連する計画と整合を図るとともに、まちづくりの視点や財政的な視点などを踏まえながら、本町の公共施設等の基本的な方向性を示すものです。

3. 計画期間

本計画の期間は、平成29(2017)～58(2046)年度までの30年間とします。ただし、計画期間内であっても必要に応じて適宜方針を見直すものとします。

I 人口動向及び財政状況

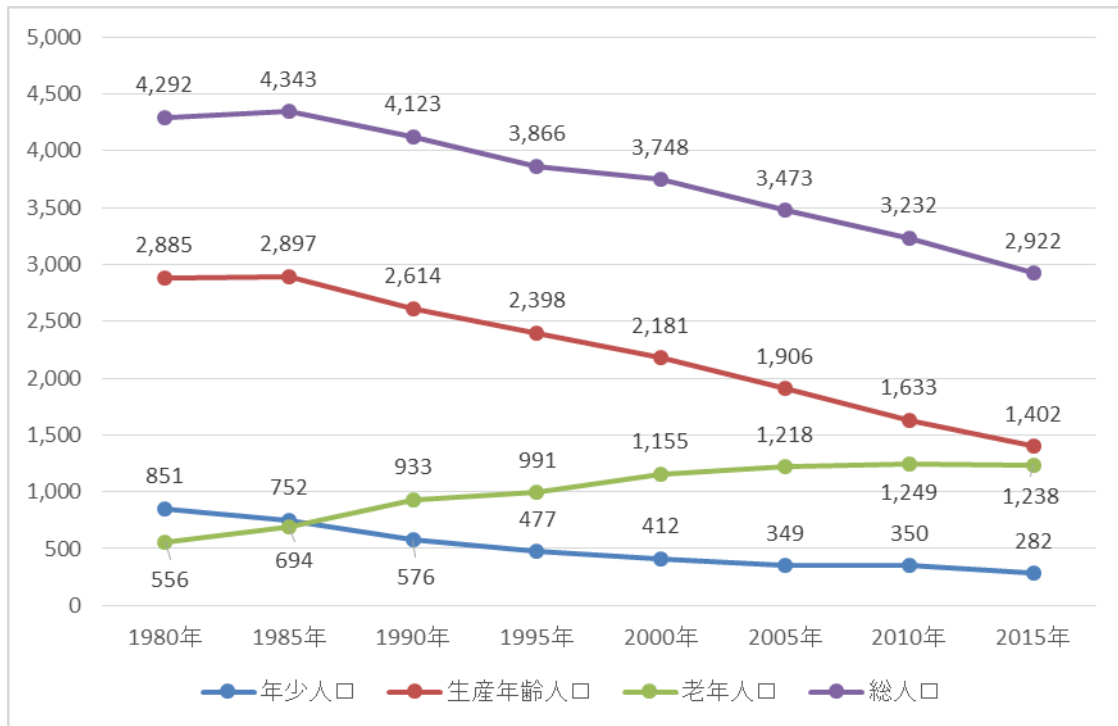
1. 人口動向

(1) 年齢区分別の人口推移

本町の人口は、1950年（昭和25年）頃に約7,500人とピークを迎えましたが、鉱山の閉山や農家の流出等により、1975年（昭和50年）には約4,500人にまで減少しました。その後は過疎対策などの施策を講じ、人口の減少は鈍化しています。

下記のとおり、1980年（昭和55年）以降、老年人口が増加を続け、一方で年少人口や生産年齢人口が減少していることから、2015年（平成27年）には生産年齢人口と老年人口がかなり近い人数になってきています。

■ 壮瞥町の人口推移（国勢調査より）

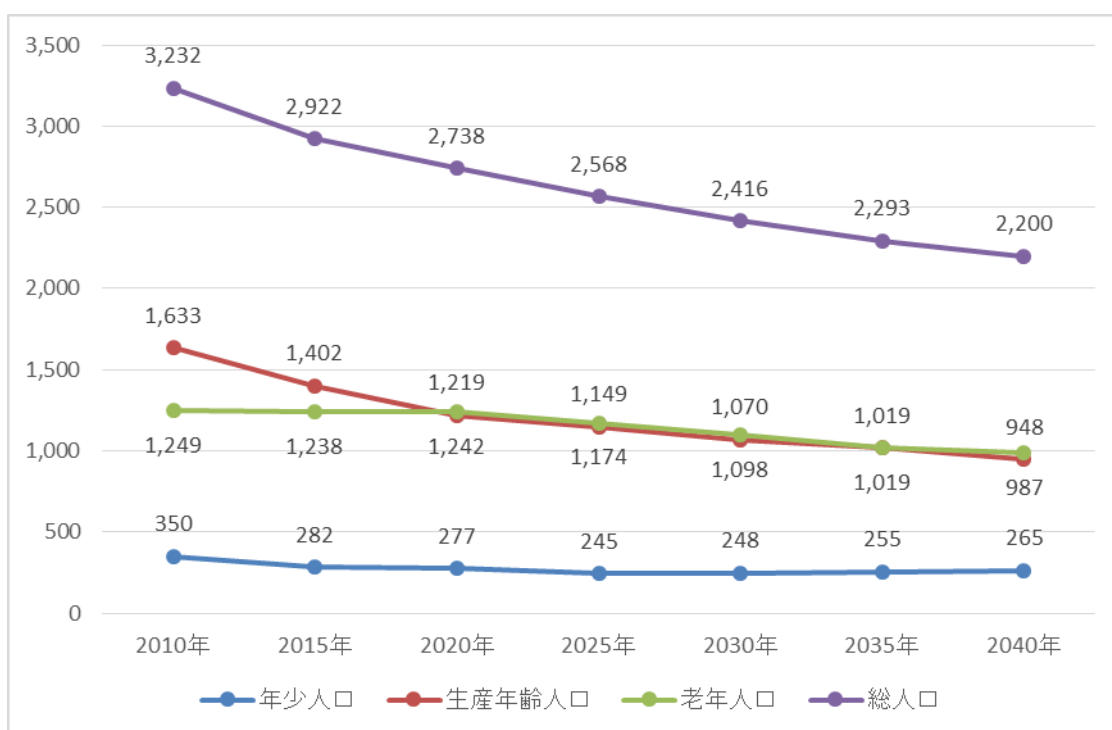


(2) 将来の人口予測

国立社会保障・人口問題研究所の予測によると、2040年（平成52年）の本町の人口は、2015年（平成27年）から約4割減の1,735人と推計されています。

本町の人口ビジョンでは、Uターンや子育てがしやすい、住みよいまちづくりを目指すことで、2040年（平成52年）の人口を2,200人とし、老年人口の割合の増加を抑える目標を掲げています。

■ 壮瞥町の将来人口予測（壮瞥町人口ビジョンより）



2. 財政状況

(1) 歳入歳出決算額の推移

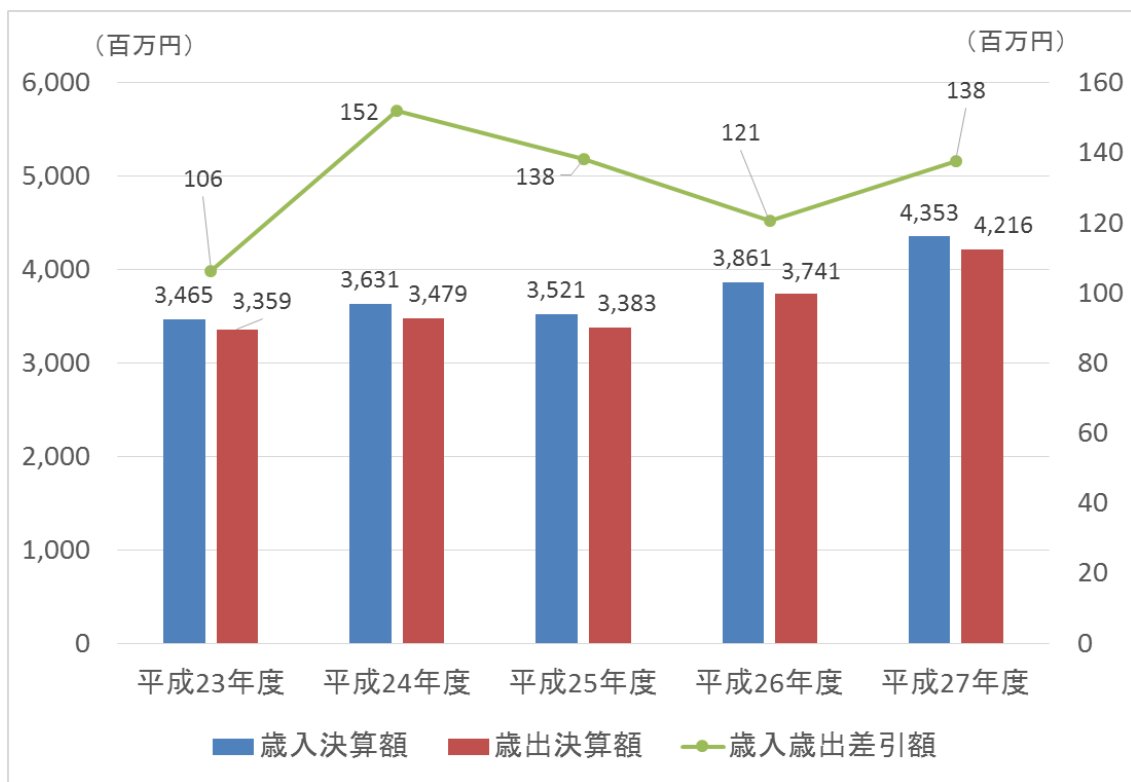
本町の直近5年間の歳入歳出決算額の推移は下記のとおりです。

歳入、歳出ともに、概ね35億円前後で推移しています。各科目の内訳等については後述いたします。

平成27年度においては地熱資源開発調査事業の実施などにより、歳入、歳出ともに、例年よりも金額が大幅に増加しています。

歳入額と歳出額の差額である歳入歳出差引額は、1億円～1.5億円の範囲で安定的に推移しています。

■直近5ヶ年の歳入歳出決算額の推移



(2)科目別歳入決算額の推移

本町の直近5年間の歳入の状況は下記のとおりです。

科目別では地方交付税のウエイトが最も大きく、歳入全体の50%前後で推移しています。次いで国庫支出金、道支出金、地方債の3つで歳入全体の2割前後を占めています。

自主財源の構成比は概ね歳入全体の2割程度ですが、平成26、27年度は繰入金の割合が増え、また、平成27年度においては諸収入に含まれる地熱資源開発調査事業に対する助成金の影響もあり、自主財源の構成比が若干増加しています。

■直近5ヶ年の科目別の歳入決算額と構成比の推移（単位：千円、％）

歳入科目	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	
自主財源	地方税	395,500	11.4%	394,289	10.9%	400,483	11.4%	399,817	10.4%	414,095	9.5%
	分担金及び負担金	2,692	0.1%	3,280	0.1%	2,993	0.1%	3,763	0.1%	5,857	0.1%
	使用料	108,558	3.1%	111,935	3.1%	107,590	3.1%	112,941	2.9%	115,838	2.7%
	手数料	6,057	0.2%	6,406	0.2%	6,193	0.2%	6,146	0.2%	6,387	0.1%
	財産収入	37,066	1.1%	17,165	0.5%	19,154	0.5%	70,517	1.8%	34,012	0.8%
	寄附金	2,540	0.1%	2,780	0.1%	13,615	0.4%	3,739	0.1%	12,894	0.3%
	繰入金	33,702	1.0%	66,574	1.8%	49,338	1.4%	204,101	5.3%	104,575	2.4%
	繰越金	136,583	3.9%	106,228	2.9%	151,888	4.3%	138,076	3.6%	120,552	2.8%
	諸収入	60,276	1.7%	65,293	1.8%	54,762	1.6%	87,669	2.3%	356,635	8.2%
	自主財源 小計	782,974	22.6%	773,950	21.3%	806,016	22.9%	1,026,769	26.6%	1,170,845	26.9%
依存財源	地方譲与税	46,446	1.3%	43,348	1.2%	41,195	1.2%	39,175	1.0%	40,897	0.9%
	利子割交付金	764	0.0%	616	0.0%	602	0.0%	476	0.0%	351	0.0%
	配当割交付金	256	0.0%	261	0.0%	518	0.0%	978	0.0%	694	0.0%
	株式等譲渡所得割交付金	67	0.0%	71	0.0%	704	0.0%	519	0.0%	576	0.0%
	地方消費税交付金	36,299	1.0%	35,449	1.0%	35,149	1.0%	42,091	1.1%	67,875	1.6%
	ゴルフ場利用税交付金	871	0.0%	746	0.0%	1,129	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	自動車取得税交付金	7,947	0.2%	9,476	0.3%	10,777	0.3%	4,948	0.1%	6,321	0.1%
	地方特例交付金	7,840	0.2%	299	0.0%	449	0.0%	536	0.0%	510	0.0%
	地方交付税	1,784,819	51.5%	1,905,195	52.5%	1,933,741	54.9%	1,884,822	48.8%	1,915,832	44.0%
	交通安全対策特別交付金	608	0.0%	579	0.0%	577	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	国庫支出金	252,703	7.3%	190,273	5.2%	118,318	3.4%	151,346	3.9%	259,613	6.0%
	道支出金	377,826	10.9%	381,273	10.5%	372,747	10.6%	381,986	9.9%	440,502	10.1%
	地方債	165,739	4.8%	289,816	8.0%	198,736	5.6%	327,658	8.5%	449,262	10.3%
依存財源 小計	2,682,185	77.4%	2,857,402	78.7%	2,714,642	77.1%	2,834,535	73.4%	3,182,433	73.1%	
歳入合計	3,465,159	100.0%	3,631,352	100.0%	3,520,658	100.0%	3,861,304	100.0%	4,353,278	100.0%	

(3)科目別歳出決算額の推移

本町の直近5年間の歳出の状況は下記のとおりです。

歳出の決算額を性質別の経費科目ごとに見ると、全体的に人件費と投資的経費が、いずれも構成比が2割程度と大きく、次いで物件費や公債費が続きます。

平成27年度は地熱資源開発調査事業の実施など、大きな投資があったため、歳出総額も例年より大きくなり、人件費よりも普通建設事業費の構成比が大きくなっています。

普通建設事業費の額は、自治体が公共施設への投資として支出する額の目安でもあり、直近5ヶ年の普通建設事業費の平均は約6.6億円となりますが、公共施設への投資とはいえない幌別硫黄鉱山坑廃水処理事業や地熱資源開発調査事業を除いた普通建設事業費の直近5ヶ年の平均は約3.2億円となります。

■直近5ヶ年の科目（性質別経費）別の歳出決算額と構成比の推移（単位：千円、％）

歳出科目(性質別経費)	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
人件費	696,681	20.7%	718,590	20.7%	687,977	20.3%	705,318	18.9%	698,667	16.6%
物件費	505,261	15.0%	490,198	14.1%	531,740	15.7%	532,976	14.2%	581,080	13.8%
維持補修費	66,532	2.0%	69,135	2.0%	59,274	1.8%	69,032	1.8%	77,324	1.8%
扶助費	170,321	5.1%	165,273	4.7%	180,173	5.3%	216,694	5.8%	212,576	5.0%
補助費等	442,686	13.2%	416,406	12.0%	424,692	12.6%	509,616	13.6%	481,032	11.4%
公債費	528,464	15.7%	569,293	16.4%	616,812	18.2%	596,554	15.9%	555,726	13.2%
元金	443,793	13.2%	490,836	14.1%	544,780	16.1%	533,443	14.3%	499,466	11.8%
利子	84,671	2.5%	78,457	2.3%	72,032	2.1%	63,111	1.7%	56,260	1.3%
積立金	81,863	2.4%	52,592	1.5%	75,277	2.2%	81,099	2.2%	129,035	3.1%
投資及び出資金・貸付金	540	0.0%	2,240	0.1%	550	0.0%	540	0.0%	0	0.0%
繰出金	387,263	11.5%	370,455	10.6%	314,206	9.3%	347,971	9.3%	372,680	8.8%
投資的経費	479,320	14.3%	625,282	18.0%	491,881	14.5%	680,952	18.2%	1,107,511	26.3%
普通建設事業費	475,125	14.1%	593,750	17.1%	446,403	13.2%	666,071	17.8%	1,102,742	26.2%
災害復旧事業費	4,195	0.1%	31,532	0.9%	45,478	1.3%	14,881	0.4%	4,769	0.1%
歳出合計	3,358,931	100.0%	3,479,464	100.0%	3,382,582	100.0%	3,740,752	100.0%	4,215,631	100.0%

II 公共施設等の現状

1. 公共施設等の状況

(1) 公共施設等の分類

本町が保有する公共施設等のうち、公共施設（建物）とインフラ系施設を対象とします。

公共施設等（建物）については、下記のとおり 10 類型に、インフラ系施設については、道路、橋梁、公園、上下水道の 4 類型に分類し、現状等の把握や基本的な方針を検討します。

■ 公共施設等の分類

大分類	分類	主な施設
公共施設 (建物)	01.行政施設	役場庁舎、消防庁舎
	02.保健福祉施設	子どもセンター、歯科診療所・保健センター
	03.社会教育施設	地域交流センター、遊学館、青少年会館
	04.産業・観光施設	情報館、牧場看視舎
	05.レクリエーション施設	農村環境改善センター、北の湖記念館、ゆーあいの家
	06.公営住宅	町有住宅、公営住宅、特公賃住宅、子育て応援住宅
	07.学校教育施設	小・中学校、高校
	08.防災関連施設	防災備蓄センター、防災中継局舎
	09.環境衛生施設	火葬場、堆肥センター、農業集落排水処理施設
	10.その他の施設	合同事務センター、バス待合所、重機格納庫
インフラ系 施設	道路	町道、農道、林道
	橋梁	橋梁
	公園	公園
	上下水道	管渠、排水路

(2)公共施設(建物)の総量に関する状況

さまざまな住民サービス活動（事業活動）に用いられる資産を、そのサービスに基づいて分類すれば、下記のとおりです。

本町の公共施設（建物）延床面積（単位は㎡と表記）の合計は約 7.3 万㎡と なっています。施設件数では公営住宅が最も多く、次いで環境衛生施設、レクリエーション施設などが充実しています。延床面積で最も大きいのは公営住宅で、大きな施設が多い学校教育施設が続きます。

人口一人当たりの延床面積については、平成28年12月末現在の人口2,647 人で算出しています。

■施設分類別の延床面積

施設分類	施設数	延床面積(㎡)	人口一人当り 延床面積(㎡)
01.行政施設	3	2,427.37	0.92
02.保健福祉施設	4	3,726.20	1.41
03.社会教育施設	11	5,400.53	2.04
04.産業・観光施設	8	1,801.80	0.68
05.レクリエーション施設	23	6,578.24	2.49
06.公営住宅	84	29,748.30	11.24
07.学校教育施設	23	16,125.00	6.09
08.防災関連施設	2	646.58	0.24
09.環境衛生施設	30	4,240.12	1.60
10.その他の施設	32	2,194.33	0.83
総計	220	72,888.47	27.54

(3) 公共施設(建物)の老朽化に関する状況

施設がどの程度老朽化しているかを示す老朽化率を見ると、本町の建物全体では51.8%となっています。施設分類ごとに差があり、全体平均より老朽化率が低い(比較的新しい施設が多い)ものとしては、行政施設、保健福祉施設、産業・観光施設などがあり、一方で老朽化率が高い(古い施設が多い)ものとしては、学校教育施設、レクリエーション施設などがあります。

■施設分類別の老朽化の状況

施設分類	再調達価額 (千円)	減価償却 累計額 (千円)	期末帳簿 価額 (千円)	老朽化率
01.行政施設	559,714	84,175	475,540	15.0%
02.保健福祉施設	897,759	295,660	602,099	32.9%
03.社会教育施設	1,074,310	501,761	572,549	46.7%
04.産業・観光施設	445,094	117,440	327,653	26.4%
05.レクリエーション施設	1,810,021	1,227,226	582,795	67.8%
06.公営住宅	4,352,633	2,008,241	2,344,392	46.1%
07.学校教育施設	2,397,828	1,688,619	709,209	70.4%
08.防災関連施設	71,050	35,062	35,988	49.3%
09.環境衛生施設	800,975	442,424	358,551	55.2%
10.その他の施設	247,357	160,872	86,485	65.0%
総計	12,656,741	6,561,481	6,095,260	51.8%

(4)施設分類別の状況

①行政施設

役場本庁舎は、2008（平成20）年に複合施設として更新されており、本町の公共施設の機能的な中枢を担っています。

ここでは、役場庁舎のうち、行政施設としての機能を持っている部分についてのみ、延床面積や再調達価額を記載しています。

■主な施設

No.	施設名	面積 (㎡)	取得 年度	再調達 価額 (千円)	減価償却 累計額 (千円)	老朽化 率
1	役場庁舎(本庁舎)	1,396.24	2008	325,143	45,520	14.0%
2	そうべつ情報館(消防庁舎)	881.81	2007	225,212	36,034	16.0%

②保健福祉施設

子どもセンターは比較的新しく、保育所や児童館を内包する施設となっています。また、役場庁舎と同敷地内にある歯科診療所・保健センターは、本町の保健福祉施設の中心的な機能を担っています。

■主な施設

No.	施設名	面積 (㎡)	取得 年度	再調達 価額 (千円)	減価償却 累計額 (千円)	老朽化 率
1	歯科診療所・保健センター	968.70	1997	330,152	131,387	39.8%
2	こどもセンター	1,482.27	2009	459,701	60,448	13.1%

③社会教育施設

本町には多様な社会教育施設があります。役場庁舎と同一建物である地域交流センターは建築年度も新しく、また、施設としての規模も大きいため、中心的な機能を備えています。

遊学館や青少年会館などの運動場・体育館としての機能を持つ施設などは、建築年度が比較的古く、更新時期を見据えて複合化などの検討が必要と考えられます。

■主な施設

No.	施設名	面積 (㎡)	取得 年度	再調達 価額 (千円)	減価償却 累計額 (千円)	老朽化 率
1	役場庁舎(地域交流センター)	1,992.91	2008	635,771	94,689	14.9%
2	遊学館	662.42	1968	66,885	65,590	98.1%
3	青少年会館	700.99	1970	63,188	63,188	100.0%

④産業・観光施設

そうべつ情報館は、役場本庁舎などと同時期に建設された、複合化された観光施設で、観光情報の発信拠点として重要な役割を担っています。

■主な施設

No.	施設名	面積 (㎡)	取得 年度	再調達 価額 (千円)	減価償却 累計額 (千円)	老朽化 率
1	そうべつ情報館(観光情報館)	1,453.78	2007	371,188	60,012	16.2%
2	牧場看視舎(立香)	54.54	1975	5,181	5,181	100.0%
3	牧場看視舎(上久保内)	49.58	1985	4,750	3,750	78.9%

⑤レクリエーション施設

本町は、温泉施設をはじめとするレクリエーション施設が充実しています。また、各地域のふれあいセンターや研修センターなど、箇所数が多く充実していますが、同時期に建設されたものが多いため、更新時期も集中するおそれがあります。

■主な施設

No.	施設名	面積 (㎡)	取得 年度	再調達 価額 (千円)	減価償却 累計額 (千円)	老朽化 率
1	農村環境改善センター	971.79	1992	276,627	150,292	54.3%
2	立香ふれあいセンター	473.38	1989	63,300	55,440	87.6%
3	ゆーあいの家	796.96	1989	223,656	105,162	47.0%
4	蟠溪ふれあいセンター	498.98	1991	93,353	77,060	82.5%
5	研修センター	492.48	1991	77,817	77,817	100.0%
6	久保内ふれあいセンター	246.89	1992	99,233	81,303	81.9%
7	森と木の里センター	332.79	1993	169,334	158,754	93.8%
8	横綱北の湖記念館(郷土史料館)	845.96	1990	362,361	234,427	64.7%
9	仲洞爺キャンプ場センターハウス	447.12	1998	149,730	112,967	75.4%
10	オロフレほっとピアザ	498.15	2002	131,208	55,023	41.9%

⑥公営住宅

公営住宅は大きく4つに分類できます。ア. 町有住宅、イ. 公営住宅（団地）、ウ. 特定公共賃貸住宅、エ. 子育て応援住宅です。特にウ、エは比較的近年に建てられた新しいものが多くなっています。

ア. 町有住宅

No.	施設名	面積 (㎡)	取得 年度	再調達 価額 (千円)	減価償却 累計額 (千円)	老朽化 率
1	町有住宅(滝之町)	1,210.31	1966～2015	132,194	114,943	87.0%
2	町有住宅(久保内)	305.64	1972～1998	32,282	28,230	87.4%
3	町有住宅(南久保内)	855.32	1974～1993	86,888	86,888	100.0%
4	町有住宅(上久保内)	189.42	1981	19,442	19,442	100.0%

イ. 公営住宅、改良住宅

No.	施設名	面積 (㎡)	取得 年度	再調達 価額 (千円)	減価償却 累計額 (千円)	老朽化 率
1	建部公営住宅団地	720.09	1978	75,362	63,327	84.0%
2	仲洞爺団地	1,417.12	1978～1983	145,838	112,965	77.5%
3	建部B団地	2,852.71	1979～1989	291,505	232,354	79.7%
4	第2南久保内団地	1,560.10	1981～1985	160,930	110,346	68.6%
5	蟠溪団地	288.40	1985	29,819	19,124	64.1%
6	星野団地	615.28	1991～1992	78,302	40,831	52.1%
7	久保内団地	1,921.21	1989～2003	310,893	122,510	39.4%
8	壮瞥温泉団地	4,334.20	1996～2000	819,203	291,942	35.6%
9	しらかば団地	649.85	2002	133,875	37,029	27.7%
10	南久保内団地	824.52	2004～2005	142,401	31,793	22.3%
11	ほくと団地	3,363.18	2006～2008	571,872	95,728	16.7%
12	建部改良住宅団地	3,485.36	1971	339,872	339,872	100.0%

ウ. 特定公共賃貸住宅

No.	施設名	面積 (㎡)	取得 年度	再調達 価額 (千円)	減価償却 累計額 (千円)	老朽化 率
1	壮瞥温泉団地	674.76	1995	157,384	66,972	42.6%
2	星野団地	701.64	1997	160,125	61,324	38.3%
3	しらかば団地	1,552.16	1998～2000	350,490	120,437	34.4%
4	ふれあい団地	885.41	2012	137,239	8,760	6.4%

エ. 子育て応援住宅

No.	施設名	面積 (㎡)	取得 年度	再調達 価額 (千円)	減価償却 累計額 (千円)	老朽化 率
1	子育て応援住宅コティ	1,341.62	2014～2015	176,718	3,422	1.9%

⑦学校教育施設

本町の学校教育施設としては、小学校 2 校、中学校 2 校、高校 1 校があります。小学校 2 校は比較的新しく、耐用年数まで時間的余裕はあるものの、施設規模が大きく更新費用も多額となることから、更新時期については計画的に見直しを立てておく必要があります。

なお、久保内中学校は平成 28 年度をもって閉校となり、壮瞥中学校と統合されます。

■主な施設

No.	施設名	面積 (㎡)	取得 年度	再調達 価額 (千円)	減価償却 累計額 (千円)	老朽化 率
1	壮瞥小学校(校舎)	2,637.00	1988	357,150	205,547	57.6%
2	壮瞥小学校(体育館)	944.00	1980～1988	95,563	87,120	91.2%
3	久保内小学校(校舎)	1,442.00	1993	587,147	273,511	46.6%
4	久保内小学校(体育館)	700.00	1993	94,500	44,234	46.8%
5	壮瞥中学校(校舎)	2,980.00	1976	484,399	400,740	82.7%
6	壮瞥中学校(体育館)	1,209.00	1977	137,491	120,715	87.8%
7	久保内中学校(校舎)	1,755.00	1981	236,925	171,393	72.3%
8	久保内中学校(体育館)	805.00	1981	74,672	70,287	94.1%
9	壮瞥高等学校(校舎)	1,806.00	1961～1991	153,635	150,440	97.9%
10	壮瞥高等学校(体育館)	733.00	1966～1982	64,052	62,398	97.4%

⑧防災関連施設

活火山が近くにある本町においては、火山噴火や地震に対する対策が必要不可欠であり、町民の生活にとって重要なものとなっています。

■主な施設

No.	施設名	面積 (㎡)	取得 年度	再調達 価額 (千円)	減価償却 累計額 (千円)	老朽化 率
1	防災備蓄センター	640.00	2000	66,214	32,039	48.4%
2	防災そうべつ中継局舎	6.58	2000	4,836	3,023	62.5%

◎環境衛生施設

農業集落排水の処理施設や浄水場など、町民の生活基盤を支える施設であり、特に水道関連の施設が多くなっています。

■主な施設

No.	施設名	面積 (㎡)	取得 年度	再調達 価額 (千円)	減価償却 累計額 (千円)	老朽化 率
1	火葬場	68.89	1969	14,122	12,993	92.0%
2	滝之町農業集落排水処理施設	545.69	1991	191,986	121,254	63.2%
3	久保内農業集落排水処理施設	240.25	1993	116,009	67,163	57.9%
4	仲洞爺農業集落排水処理施設	221.17	1996	121,314	60,657	50.0%
5	堆肥センター	2,382.60	2004	166,740	58,974	35.4%
6	仲洞爺第1浄水場	29.52	1998	2,066	1,033	50.0%
7	滝之町第1浄水場	97.20	1974	12,636	12,636	100.0%
8	壮瞥温泉配水池	29.40	2003	3,822	1,207	31.6%
9	洞爺湖温泉配水池	17.40	1974	2,262	2,262	100.0%

⑩その他の施設

上記 9 分類のいずれにも分類できないものを、その他の施設としてまとめました。古くなって用途廃止されたものも含め、全体的に老朽化率が高いものが多くなっています。

■主な施設

No.	施設名	面積 (㎡)	取得 年度	再調達 価額 (千円)	減価償却 累計額 (千円)	老朽化 率
1	役場庁舎(信金棟)	221.79	2008	64,187	8,986	14.0%
2	合同事務センター	331.29	1989	25,890	25,890	100.0%
3	重機格納庫	228.16	1991	21,630	16,746	77.4%
4	滝之町三叉路バス待合所	6.62	2002	2,520	1,927	76.5%

(5)インフラ系施設の状況

① 道路

これまでに本町で整備されてきた道路の総延長は約 19 万メートル、建設や改修にかかった投資額（再調達価額）は約 281 億円になります。

道路の老朽化率は 50%を若干上回っており、今後の更新については効率的な費用配分を目指して検討する必要があります。

	実延長 (m)	面積 (㎡)	再調達価額 (千円)	減価償却 累計額(千円)	期末帳簿 価額(千円)	老朽化率
道路	157,815	1,796,231	27,452,260	14,698,685	12,753,575	53.5%
農道	270		115,661	45,936	69,725	39.7%
林道	32,103		564,827	187,754	377,073	33.2%
合計	190,188		28,132,748	14,932,375	13,200,372	53.1%

② 橋梁

これまでに本町で整備されてきた橋梁の件数は 30 件、建設や改修にかかった投資額（再調達価額）は約 27 億円になります。

橋梁の管理については、橋梁長寿命化計画に沿って、予防的保全に注力することで修繕や架替えにかかるコストの縮減を図ります。

	件数	再調達価額 (千円)	減価償却 累計額(千円)	期末帳簿 価額(千円)	老朽化率
橋梁	30	2,667,116	1,243,158	1,423,957	46.6%

③ 公園

本町にある公園の総面積は約 10 万平方メートルで、うち都市公園である壮瞥公園の面積は約 1.1 万平方メートルです。

	面積 (㎡)	再調達価額 (千円)	減価償却 累計額(千円)	期末帳簿 価額(千円)	老朽化率
公園	105,652	382,381	125,275	257,106	32.8%
うち都市公園	11,477				

④上下水道

簡易水道の給水人口は、2,528 人であり、平成 27 年時点の人口 2,922 人に対し、給水率は 86.5%となります。簡易水道施設の老朽化率は全体で約 4 割となっています。

	給水人口	再調達価額 (千円)	減価償却 累計額(千円)	期末帳簿 価額(千円)	老朽化率
簡易水道	2,528	503,570	202,066	301,503	40.1%

また、農業集落排水や下水道管渠の整備に要した費用等は下記のとおりであり、農業集落排水については、老朽化率が 50%を若干上回っており、長期的な視点に立った効率的な管理方針の検討が必要となります。

	排水人口	再調達価額 (千円)	減価償却 累計額(千円)	期末帳簿 価額(千円)	老朽化率
農業集落排水	1,887	6,663,857	3,528,943	3,134,914	53.0%
下水道(管渠)	-	1,514,397	445,547	1,068,850	29.4%

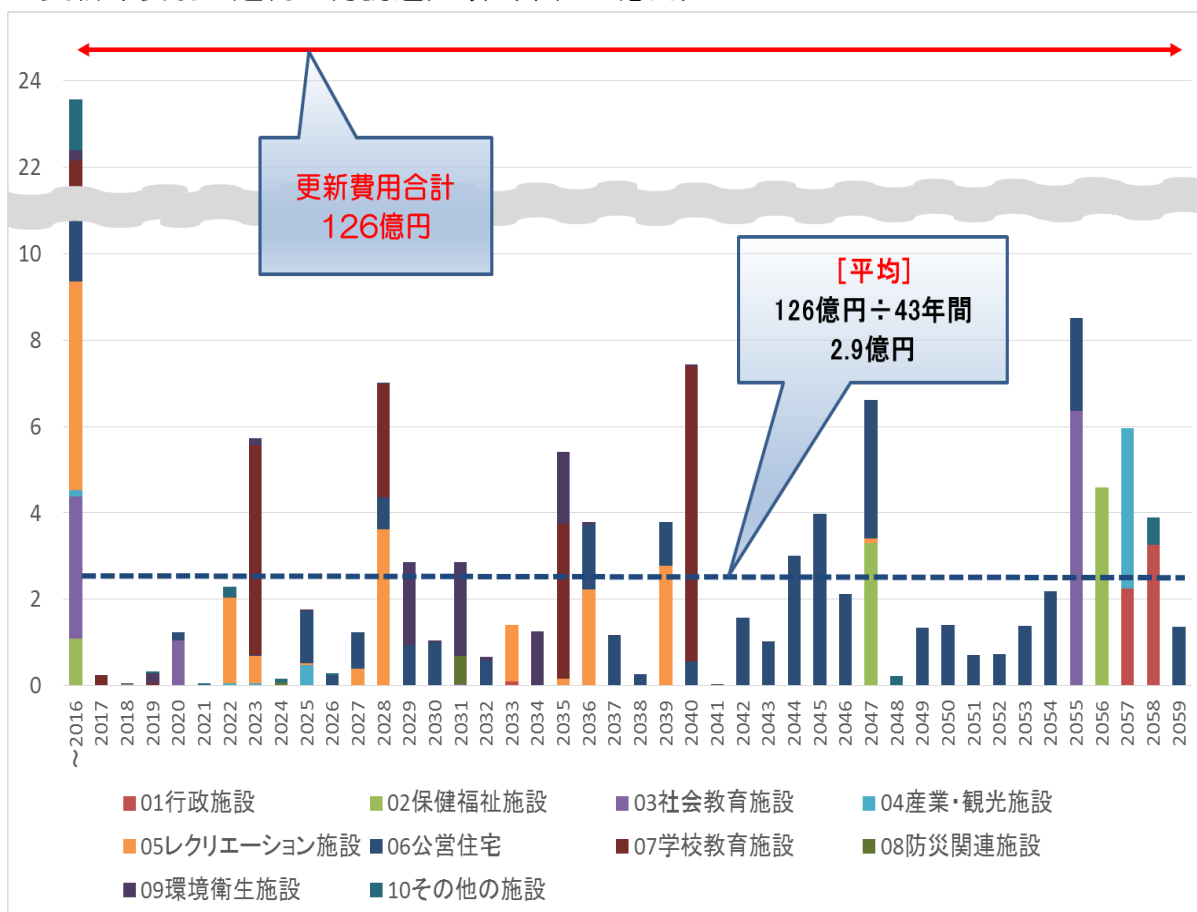
2. 公共施設等の更新等に係る中長期的な経費の見込み

本町の公共施設（建物）のそれぞれについて、耐用年数を迎える時期に、再度同じ規模・構造・用途で更新（建替え）を行った場合の費用を、その更新時期別に並べたものが、下記のグラフです。

公共施設（建物）全体の再調達価額合計は約 126 億円であり、そのうち 2 割弱である約 24 億円分が既に更新時期を迎えています。

今後の見通しとしては、全ての建物を更新し終える 2059 年度までの 43 年間で、年平均 2.9 億円の更新費用がかかることとなりますが、グラフのとおり、年度別の更新費用にばらつきがあるため、できる限り費用を平準化し、計画的かつ効率的に施設の更新を行っていく必要があります。

■ 更新年度別の建物の再調達価額（単位：億円）



Ⅲ 公共施設等の計画的な管理に関する基本方針

1. 公共施設等の課題

(1) 公共施設等の改修・更新等への対応

過去に整備を進めてきた公共施設等の老朽化が進んでいます。今後、これらの公共施設等の改修・更新等の費用が発生することが見込まれ、今までのように改修・更新等への投資を継続していくと、町の財政を圧迫し、他の行政サービス（機能）に重大な影響を及ぼす可能性が出てくることが予想されます。

このような状況を回避するには、改修・更新等にかかる費用を全体的に抑制するとともに、平準化させることが必要であり、今後は、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設等の再編成・管理に取り組み、将来にわたっての取捨選択を行う必要があります。

また、現在保有する公共施設等の情報については、一元管理し、より効率的な管理・運営を推進していくための組織体制の構築が課題となります。

(2) 人口減少・少子高齢化社会への対応

本町の総人口は、昭和 20 年代をピークに高度経済成長期に急激に減少し、以降も緩やかではありますが、減少傾向が続いています。国立社会保障・人口問題研究所によれば、2040（平成 52）年には 1,735 人になるものと推計されています。

そのため、このような人口構成の大きな転換に伴う住民ニーズの変化に対応すべく、適正な公共施設等の総量規模や配置を検討していく必要があります。

また、地域によって人口増減の傾向や少子・高齢化の進行状況が異なっていることから、各地域の特性に応じた公共施設等の適正な配置や管理・運営を行っていく必要があります。

(3) 逼迫する財政状況への対応

今後、人口の減少に伴い、町税収入等の一般財源の減少が予想されることに加えて、少子・高齢化に伴う扶助費等の義務的経費が増加することから、投資的経費等の公共施設等の維持管理のための財源確保が出来なくなることが見込まれます。

こうした厳しい財政状況の中で、公共施設等の管理・運営にかかる費用を縮減し、なおかつ機能の維持を図っていくことが大きな課題となります。

また、民間企業との連携や、町民との協働も視野に入れながら、事業の効率化や維持管理費の削減に取り組む必要があります。

そのために、普通建設事業に係る地方債発行の抑制、経常経費の節減、公共施設の運営・管理等の見直しや適切な維持修繕の徹底に努め、更に事務事業や組織・機構の適宜見直し、民間委託の推進など、行財政全般にわたる改革を積極的・計画的に推進します。

2. 公共施設マネジメントの基本的考え方

(1) 基本的な考え方

公共施設マネジメントとは、縦割りにより各部署で管理していた公共施設等を一元的に把握して将来の費用負担を推計し、その上で、老朽化した施設の統廃合や余剰施設の複合的な活用、施設の長寿命化や民間資金の導入などを行い、一定の行政サービスを維持しつつ、長期的な財政支出の削減を図る取組みをいいます。

現状や課題に関する基本認識を踏まえ、公共施設マネジメントにおいては、人口構成などの地域の特性や住民ニーズを踏まえながら、地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置等の検討を行っていきます。

また、将来の人口動向や財政状況を踏まえ、新規の公共施設（建物）は、供給量を適正化することとし、公共施設等のコンパクト化の推進を図ります。

既存施設については、老朽化の状況や利用実態及び今後の需要見通しを踏まえ、今後とも保持していく必要があると認められた施設については、計画的な修繕・改善による品質の保持に努め、施設の有効活用を図ります。

また、情報の一元管理や共有を図り、全庁的な推進体制の確立及び民間活力の導入を検討するなど、効率的な管理・運営を図ります。

①公共施設（建物）

■供給に関する方針

○機能の複合化等による効率的な施設配置

・老朽化が著しいが、住民サービスを行う上で廃止できない施設については、周辺施設の立地状況を踏まえながら、機能の複合化や更新等により、効率的な施設配置及び住民ニーズの変化への対応を図ります。

○施設総量の適正化

・住民ニーズや上位・関連計画、政策との整合性、費用対効果を踏まえながら、人口減少や厳しい財政状況を勘案し、必要なサービス水準を確保しつつ、施設総量の適正化（縮減）を図ります。

■品質に関する方針

○予防保全の推進

・日常点検、定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた修繕や改修の実施により予防保全に努めます。

○計画的な長寿命化の推進

・建築後長期間経過した施設については、大規模改修の検討と併せ、耐震化を推進するとともに、長期的な視点に立って、計画的な点検の実施や維持管理を推進し、必要に応じて施設の長寿命化を図ります。

■財務に関する方針

○長期的費用の縮減と平準化

・改修・更新等の費用の縮減と更新時期の集中化を避けることにより、歳出予算の縮減と平準化を図ります。

○維持管理費用の適正化

・現状の維持管理にかかる費用や業務内容を分析し、維持管理費用や施設使用料等の適正化を図ります。

○民間活力の導入

・PPP¹やPFI²などの手法を活用するなど、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

1 PPP…パブリック・プライベート・パートナーシップの略で、公民が連携して公共サービスの提供を行うスキーム。

2 PFI…プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略で、公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る考え方。PPPの代表的な手法のひとつ。

②インフラ系施設

■品質に関する方針

○長寿命化の推進

・道路、橋梁、公園、上下水道といった施設種別ごとの特性を考慮し、中長期的な経営視点に基づく計画的な維持管理を行います。

■財務に関する方針

○維持管理費用の適正化

・計画的な点検や維持補修により、維持管理費用の適正化及び平準化を図ります。

○民間活力の導入

・PPP や PFI などの手法を活用するなど、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

■供給に関する方針

○社会構造の変化を踏まえ、適正な供給を図ります。

(2)公共施設の「施設総量」に関する基本的な考え方

- ① 財政状況や人口推計などを踏まえ、施設総量について一定範囲内にコントロールする考え方を導入する。
- ② 行政が提供しなければならないサービスは何かを常に検討し、町民・民間企業・社会福祉法人・NPO 法人などと協力して、地域社会全体としてサービス提供を実現する。
- ③ 公共施設は本来の目的の他にも広い役割を担っており、まちづくり・防災・地域コミュニティなどの拠点であることを認識し、実施段階においては地域性を十分考慮する。

(3) 公共施設の「安全性・長寿命化」に関する基本的な考え方

- ① 耐震補強や点検の実施により、安全性を確保する。
- ② 既存の施設を長寿命化し、極力長く使えるようにする。
- ③ 不具合発生の都度修繕を行う「事後保全」から、不具合が起こる前に計画的に修繕する「予防保全」への転換を目指す。
- ④ ユニバーサルデザイン³対応、環境負荷軽減対応などを適宜実施し、時代が求めるスペックの施設となるように努める。

◆建物の「総量」

- ・ 財政面から、保有できる施設総量には限りがある。
- ・ 町民ニーズの変化にあわせて、減らすもの、拡充するものを検討する。
- ・ 施設総量は一定範囲内にコントロールする。

◆建物の「安全性・長寿命化」

- ・ 建物を使う以上、安全性の確保は大前提。
- ・ 長寿命化、耐震化などは、建物をどう使うかにかかわらず必要。

建物の総量と
安全性・長寿命
化は分けて考
える。
それぞれに取
組が必要。

(4) 町民との協働に関する基本的な考え方

- ① 公共施設は、町民の大切な資産であることを認識し、公共施設に関する情報や課題意識の共有を図る。
- ② 公共施設に関する検討の際には、町民に対して情報提供を行い、意見を聴取するなど、合意形成を図る。

³ ユニバーサルデザイン…文化・言語・国籍や老若男女の違いや障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計をいう。

3. 公共施設等の総量に関する基本方針

(1) 資産更新の方針

長寿命化を積極的に推進しても、いずれ寿命がやってきます。更新（建替え）を考える際に考慮すべきことは下記のとおりです。これらを検討して、必要なものについては、更新を行うものとします。

- ① さらに長寿命化できないか（施設状態の点検）。
- ② 複合施設にできないか（他の建物に同居できないか、他の施設を取り込めないか）。
- ③ 施設の事業（ソフト面）が、今後も長期間にわたりニーズがあるかどうか検討。
- ④ 法規面で問題はないか（用途地域など）。
- ⑤ 更新によって維持管理経費がどの程度縮減できるか試算。

(2) 用途廃止施設の方針

用途廃止施設の処分や転用などについては、以下の方針で取り組んでいきます。

- ① 使用できない建物は解体する（管理費用の縮減と防犯リスク低減）。
- ② 敷地については、売却や、他の施設の移転先として活用できないか検討する。
- ③ 使用可能な建物は、用途変更、売却、解体、現状維持などを比較検討する。

(3) 施設総量適正化の具体的な取り組み

① 公共施設（建物）

効率よくサービスを提供し、同時に規模を適正化できる方策には、次のようなものがあります。

まず、用途転換は、建物躯体はそのまま、内装だけを改修して、これまでとは違う施設として利用する方法です。ニーズが増加して、これまでの施設数

では不足しており、増設を検討する場合などに有効な選択肢となるものです。また、新築する場合に比べて迅速にサービス提供できることもメリットの一つです。そして複合化は、建替え時などに、1つの建物に複数の施設が入居する手法で、これまでも行われてきました。建物共用は、同じ建物、同じ部屋を、曜日や時間帯によって別の施設として使う方法です。

これらの方策は、既に一部実施されているものもありますが、今後はより積極的に取り組めるような体制づくりが重要であると考えられます。

■統廃合(機能移転)

今後の人口減少に適切に対処し、コンパクトなまちづくりに取り組むとともに、将来にあっても豊かさゆとりを実感できる、持続可能な地域社会を目指します。既存公共施設においては、維持(建替え)、廃止(取壊し)、譲渡(民間等譲渡)、複合化のいずれかを選択し、維持(建替え)を選択した場合には、既存施設に対して減築若しくは、他の施設との複合化を検討することとします。

検討対象施設については、建築基準法改正前1986年(昭和56年)以前に建てられたもの、また、木造の耐用年数を40年、非木造の耐用年数を50年と設定し、計画最終年次である2046年度までに耐用年数を超える施設を対象とするほか、耐用年数に満たない施設においても、現在の利用状況によって前倒して廃止するもの、将来の地区別人口及び年齢構成データをもとに施設ごとの利用状況を加味し、廃止または維持、民間への譲渡とする施設に分類し、譲渡にあっては準備期間を考慮した時期を定めることとして、整理を行います。

■複合化

役場庁舎と公民館、スポーツ施設と文化施設等々、異種の複合化により利用度の増加にも繋がります。施設の複合化は、資産更新問題が登場する前から各自治体で実施され、実効を上げています。共用部分は延床面積の40%を占めるという報告もあり、10%を超えるコストダウン実績も強調されています。今後は複合化施設の増加が予想されます。

■民間委譲

施設の民間委譲を検討します。委譲時期は、現状の施設の利用状態、老朽化の度合い、民間事業者の成熟度などを勘案の上、個々に決定します。

対象施設としては、保育所、廃校舎などが想定されます。

民間委譲の方法としては、民間の意向を提案方式などにより事前に広く求めることが必要となります。それでも代替可能な民間事業者がない場合は、民間委譲は困難となるため、統廃合の対象とします。

また、地域社会の実情に合った将来のまちづくりにおいて、PPP/PIF等による公共施設の管理・運営も含め、現在の管理手法を改善する施策について検討します。

■広域化

広域化には下記の方法が考えられ、必要に応じて検討するものとしてします。

- ①一部事務組合等により共同所有する
- ②他自治体の所有施設を利用する
- ③本町の所有施設について、他自治体住民に利用させる代わりに当該自治体に費用を分担してもらう等の形態が考えられます。

②インフラ系施設

インフラ系施設については、中長期的な維持管理・更新等にかかるトータルコストを縮減し、予算を平準化していくため、長寿命化を図り、大規模な修繕や更新をできるだけ回避することが重要です。このため、施設特性を考慮の上、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である、早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」の導入を推進します。

維持管理コストは、管理水準や採用する構造・技術等によって大きく変化します。このため、新設・更新時には、維持管理が容易かつ確実に実施可能な構造を採用するほか、修繕時には、利用条件や設置環境等の各施設の特性を考慮するなど、合理的な対策を選択します。

4. 公共施設等の維持管理方針

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設の基本的考え方は、適正な公共投資並びに公共施設の維持管理費を節減するためのコンパクトなまちづくりに資するべく、建替え・更新時の統廃合などでの維持・再編を図ります。

施設の適切な維持管理により建物の性能を十分に発揮することができます。専門的・技術的知識のほか、日常の維持管理が重要となります。

公共施設等は利用状況、設置された自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行は各施設で異なり、その状態は刻々と変化します。現状では、これらの変化を正確に捉え、施設寿命を精緻に評価することは技術的に困難であるという共通認識に立ち、各施設の特性を考慮した上で、定期的な目視点検・診断により状態を正確に把握します。

インフラ系施設についても、維持管理費の節減を図るため、施設の長寿命化を図ります。健全度の把握については、定期的な点検の実施による予防的かつ計画的な対応を行うこととします。

定期的に適正な点検・診断を実施し、次期の点検・診断等に活用します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設については、建物の劣化状況や担当部署の意見、各施設の耐用年数経過状況を踏まえて検討し、社会状況の変化、町民ニーズの変化等を考慮し、修繕・更新を計画的に実施します。

更新に際しては、光熱水費などの維持管理費の削減につながる仕様を推進します。

また、更新時においては、PFI事業などの公民連携による民間資金、ノウハウを活用・導入する検討を行います。

(3)安全確保の実施方針

施設については、災害時の避難施設としての役割を持つ施設も多く、その機能・安全性の確保に向けた施設価値を向上させる取り組みも必要となります。バリアフリー⁴化の充実およびユニバーサルデザインの活用を図り、町民誰もが利用しやすい施設・設備の整備を進めていきます。環境性能など質的向上への対応、建設廃棄物の抑制、省エネルギー化の推進など、環境にも配慮します。

また、点検・診断等により高い危険度が認められた施設については、立入禁止や利用休止などの安全対策を講じ、利用者の安全性を確保します。なお、引き続き利用が必要と判断された場合は、緊急性・重要性を勘案して、必要な改修等を行います。また、供用廃止となり、かつ今後も利用見込みのない施設については、速やかに除却や売却等の検討を行います。

(4)耐震化の実施方針

耐震化未実施施設について、本計画の方針に沿って当該施設の必要性を判断した上で、存続を判断された施設については、耐震化率向上を目指し、計画的・効果的な整備の実施を図ります。

(5)長寿命化の実施方針

今後も維持・継続していく必要がある施設については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。

また、今後策定する個別の長寿命化計画については、公共施設等総合管理計画における方向性との整合を図ります。

①大規模改修時期の検討

長寿命化の目標は、一般的に建替えや解体まで 60 年の施設を 80 年にす

⁴ バリアフリー…障害者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方。段差のない住宅・道路の敷設や点字ブロック、補聴器などの普及、シンプルな機能で使いやすい家電など。

るなどの長寿命化目標とし、大規模改修等を実施することも検討します。

将来の維持・更新費の算出には、通常 30 年で大規模改修時期を迎える公共施設に対し、40 年で大規模な改修を実施して 80 年に到達するまで使用するなど、施設の建替え時期を考慮して、延命化を検討します。

②公共施設（建物）の長寿命化

公共施設（建物）は、点検・改修などを計画的に実施し、内装や設備機器を定期的に交換することにより品質を向上させ、耐用年数の延命化を推進します。

また、廃止する公共施設の中でも耐久性の高い構造施設は、用途変更を検討して、建物の内装や設備などを改造し、長期間使用することが可能となります。

③インフラ系施設の長寿命化

インフラ系施設は、個別の長寿命化計画などにに基づき、耐久性の高い材料の採用、施工方法などを検討し、品質を向上させるため、予防保全による計画的な修繕を行い、使用期間の延命化を推進します。

5. フォローアップの実施方針

この計画の内容については、今後の財政状況や環境の変化等に応じて、適宜見直しを行います。また、公共施設等の適正配置の検討にあたっては、議会や町民に対して情報提供を行い、町全体で認識の共有化を図ります。

IV 施設分類ごとの基本方針

1. 公共施設(建物)

(1)行政施設

役場庁舎については、2008（平成 20）年に新たに建築してから、まだ 10 年弱の経過であり、建築の際に地域交流センター等の施設と複合化を実施しています。

今後は、年間の維持管理費の圧縮に努めつつ、長寿命化等の措置をとるなど、より長く施設を維持する方法を検討します。

(2)保健福祉施設

保健福祉施設においては、現在の施設を長寿命化するなどの措置で長持ちさせるほか、他の施設の改修や転用によって、新たな施設を効率よく整備する方策を検討します。

(3)社会教育施設

社会教育施設は、更新時期にばらつきはありますが、建築規模の大きいものが多く、利用状況や維持管理費を考慮して更新後の方針を検討する必要があります。更新の際には、複合化できる施設を整理し、建物の共用部分にかかる費用等の圧縮を図ります。ただし、利用者の利便性等も考慮し、場合によっては再配置なども検討します。

(4)産業・観光施設

役場庁舎と同時期に建設されたそうべつ情報館は、様々な機能を内包した複合施設です。庁舎などと同様に、維持管理費の削減と長寿命化等の措置により、効率的な施設運用に努めます。

(5)レクリエーション施設

レクリエーション施設については、年間の維持管理費の圧縮に努めつつ、利用状況や収益状況などを踏まえ、必要に応じて運営方法や利用料金の見直しなどを検討するとともに、長寿命化等の措置により、施設の効率的な運営に努めます。

(6)公営住宅

公営住宅等の管理・運営については、住生活基本計画や長寿命化計画の方針に沿って進めていきます。

(7)学校教育施設

学校教育施設においては、他の自治体同様、少子高齢化の傾向にあるため、今後の年少人口の推移等も考慮した上で、長寿命化や建替えを検討します。

(8)防災関連施設、環境衛生施設

これらの施設は、町民の安心・安全な生活基盤を支える施設であるため、インフラ系施設と同様、現状維持の方針としつつ、維持管理費の削減と長寿命化等による施設の効率的な運営に努めます。

(9)その他

既に用途廃止となっている施設や転用の目処がない古い施設については、解体・撤去を検討します。その他の施設については、年間の維持管理費用の圧縮に努めつつ、適切な規模での更新を検討します。

2. インフラ系施設

(1)道路

本町の道路のうち、整備されてから 30 年以上経過しているものが約 6 割を占めています。今後約 20 年間のうちにそれらの道路が耐用年数を迎えることになるため、効率的な修繕や改修の費用配分を検討する必要があります。

(2)橋梁

橋梁については、長寿命化計画に沿って、予防的保全に注力しながら、将来にかかる修繕費用や維持管理費用の縮減に努めます。

(3)公園

公園については、遊具点検等の実施による適切な維持管理に努めます。

(4)上下水道

上下水道施設については、管渠などの設備の修繕及び長寿命化を検討し、効率的な設備投資や維持管理に努めます。